

(付) 調 査 票

CHIBAちば

男女共同参画社会の実現に向けての 県 民 意 識 調 査

令和6年度

ご回答にあたってのお願い

宛名のご本人様がお答えください。(代筆による回答も可能です。)

回答方法は「郵送」または「インターネット」のいずれかをお選びいただけます。

令和6年11月5日(火)までにご回答をお願いします。

※郵送・インターネット共通

郵送でお答えいただく場合

- この調査票に直接、黒か青のボールペンまたは鉛筆でご記入ください。
- 調査票はご記入後、三つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストにご投函ください。返信用封筒へのお名前やご住所のご記入、切手は不要です。

インターネットでお答えいただく場合

- ご回答には、右下に貼られた「利用者ID」「パスワード」が必要になります。
- 「利用者ID」等は、ランダムに調査票へ貼っており、個人は特定されません。
- インターネットでお答えいただいた方は、この調査票を返送する必要はありません。
- 詳細な手順は、別添の「インターネット回答操作案内」をご覧ください。
- スマートフォンで、右下の2次元コードを読み取ると回答ページに移動します。

ご回答に当たってご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

【調査の趣旨・内容について】

千葉県 総合企画部多様性社会推進課 男女共同参画室
〒260-8667
千葉県中央区市場町1番1号
電 話 043-223-2372 (平日9:00~17:00)



【調査票の記入方法・締切等について】

株式会社マーケティング・リサーチ・サービス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚2-45-8
ニッセイ大塚駅前ビル
電 話 03-6690-0086
(平日10:00~18:00)



1 男女共同参画全般についておたずねします。

◎ 「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する（政策や企画、方針決定等の場に加わる）機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法より抜粋）

※ すべての方に

問1. あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。次の（ア）～（ク）のそれぞれについてあなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

	男性が非常に 優遇されている	どちらかといえば 男性が優遇されている	平等	どちらかといえば 女性が優遇されている	女性が非常に 優遇されている	わからない
（ア）社会全体で	1	2	3	4	5	6

（イ）家庭のなかで	1	2	3	4	5	6
（ウ）職場のなかで	1	2	3	4	5	6
（エ）学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
（オ）政治の場で	1	2	3	4	5	6
（カ）法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
（キ）社会通念・慣習で （風潮・しきたり等）	1	2	3	4	5	6
（ク）地域活動の場で （自治会・PTA・ボランティア等）	1	2	3	4	5	6

※ すべての方に

問2. 男女共同参画に関連する法令等の認知度を把握するため、次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがある番号すべてに○をつけてください。

なお、参考として別途「用語解説」を添付しています。

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）
- 3 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（多様性尊重条例）
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 5 刑法の性犯罪規定の改正（不同意性交等罪、不同意わいせつ罪 等）
- 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）
- 8 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）
- 9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- 10 男女雇用機会均等法
- 11 女子差別撤廃条約
- 12 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
- 13 ジェンダー（社会的文化的につくられた性別）
- 14 LGBTQ（性的マイノリティ）
- 15 DV
- 16 デートDV
- 17 JKビジネス
- 18 性的同意
- 19 見たり聞いたりしたものはない

◎ 「5 刑法の性犯罪規定の改正」について、令和5年7月、性犯罪の被害の実態を踏まえて、「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」への改正など、性犯罪の規定の見直しが行われました。

◎ 「18 性的同意」とは、性的な行為に対して、お互いの気持ちをしっかり確認しあうことです。断れない状態や立場を利用しての行為は、同意があったとは言えず、また、相手が配偶者や交際相手であっても同じように同意が必要となります。（政府広報オンライン）

2 家庭についておたずねします。

※ すべての方に

問3. あなたは、結婚に関する次の(ア)～(ケ)について、それぞれどう思いますか。
あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

	そう 思う	い ど う え ち ら ば ら そ か う と	い ど う え ち ら ば ら そ か う と	思 わ な い	い ど え ち ら と も
(ア) 女性も男性も結婚した方がよい	1	2	3	4	5
(イ) 結婚する、しないは、個人の自由である	1	2	3	4	5
(ウ) 結婚は個人の自由を束縛するものだから、一生結婚しない方がよい	1	2	3	4	5
(エ) 結婚と性的関係は別である	1	2	3	4	5
(オ) 結婚したら子どもを持つ方がよい	1	2	3	4	5
(カ) 子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかどうかは関係ない	1	2	3	4	5
(キ) 結婚した以上離婚すべきではない	1	2	3	4	5
(ク) 子どもができたなら結婚すればいい	1	2	3	4	5
(ケ) 結婚している、していないにかかわらず、女性が自立して生きやすい社会になっている	1	2	3	4	5

◎ 改姓による生活上の支障等から、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。

※ すべての方に

問4. 現在の制度である夫婦同姓制度(*1)を維持すること、選択的夫婦別姓制度(*2)を導入すること及び旧姓の通称使用についての法制度(*3)を設けることについて、あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

(*1)夫婦は必ず同じ名字・姓を名乗らなければならない制度

(*2)夫婦は、同じ名字・姓を名乗るか、それぞれ婚姻前の名字・姓を名乗るかを選択できるようにする制度

(*3)婚姻で名字・姓を変えた人は、旧姓を通称として、幅広く使うことができるようにする法制度

- | |
|--|
| 1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい
2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい
3 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい |
|--|

※ 現在結婚（事実婚を含む）している方のみお答えください。

問5. あなたのご家庭では現在、家事・育児・介護の日常的な仕事は、主にどなたがしていますか。また、あなたはどのような仕事の分担が理想的だと考えますか。(ア)～(ツ)それぞれについて、あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

		主に夫が行う	主に妻が行う	夫婦とも 同じくらい行う	主にその他の人が行う (祖父母等)	子どもや介護の必要な 高齢者はいない
現在の仕事の分担	(ア) 食事の支度・あとかたづけ	1	2	3	4	
	(イ) 掃除・洗濯	1	2	3	4	
	(ウ) 食料品・日用品等の買物	1	2	3	4	
	(エ) 対外的な対応(町内会などのご近所づきあい、親戚づきあいなど)	1	2	3	4	
	(オ) 子ども(乳児・幼児含む)の世話 ※現在、または過去に	1	2	3	4	5
	(カ) 子どもの学校行事等への参加 ※現在、または過去に	1	2	3	4	5
	(キ) 子どもの送りとどけ ※現在、または過去に	1	2	3	4	5
	(ク) 子どものお迎え ※現在、または過去に	1	2	3	4	5
	(ケ) 高齢者の世話(介護) ※現在、または過去に	1	2	3	4	5
理想と考える仕事の分担	(コ) 食事の支度・あとかたづけ	1	2	3	4	
	(サ) 掃除・洗濯	1	2	3	4	
	(シ) 食料品・日用品等の買物	1	2	3	4	
	(ス) 対外的な対応(町内会などのご近所づきあい、親戚づきあいなど)	1	2	3	4	
	(セ) 子ども(乳児・幼児含む)の世話	1	2	3	4	5
	(ソ) 子どもの学校行事等への参加	1	2	3	4	5
	(タ) 子どもの送りとどけ	1	2	3	4	5
	(チ) 子どものお迎え	1	2	3	4	5
	(ツ) 高齢者の世話(介護)	1	2	3	4	5

3 学校や家庭における子どもの教育についておたずねします。

※ すべての方に

問6. あなたは、子どもの教育における男女平等の意識についてどう思いますか。(ア)～(ウ) それぞれについて、あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

	そう 思う	ど ち ら か と い え ば	ど ち ら か と い え ば	そう 思 わ な い	わ か ら な い
(ア) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい	1	2	3	4	5
(イ) 性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につける必要がある	1	2	3	4	5
(ウ) 理系は、男性の方が向いている	1	2	3	4	5

4 人権についておたずねします。

※ すべての方に

問7. 次のうち、あなたが、人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 売春・買春・援助交際	6 配偶者又は恋人からの暴力
2 レイプ（不同意性交等）などの性暴力	7 職場等におけるハラスメント
3 痴漢等のわいせつな行為	8 女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告
4 つきまといなどのストーカー行為	9 L G B T Qへの偏見と無理解
5 夫婦生活における一方的セックスの強要	10 その他(具体的に：)

5 DVについておたずねします。

※ すべての方に

問 8. あなたは、配偶者やパートナー、交際相手がありますか。あるいは、これまでに、いたことがありますか。該当する番号ひとつに○をつけてください。

1 いる／いたことがある	2 いない
--------------	-------

-----> 次ページの間 12 ハ

↓

※ 問 8 で「1 いる／いたことがある」と回答された方のみお答えください。

問 9. (1) あなたはこれまでに、あなたの配偶者などから (ア) ~ (エ) のような行為 (DV) をされた経験がありますか。

(2) また、以下の表の「(1) 経験」の (ア) ~ (エ) のいずれかで「1、2 度あった」、「何度もあった」と回答された方は、その行為について誰かに相談しましたか。以下の表の「(2) 相談」のそれぞれについて、該当する番号ひとつに○をつけてください。

	(1) 経験				(2) 相談		
	まったく ない	1、 2 度 あつた	何 度 も あつた		相 談 し た	相 談 で き な か つた	相 談 し よ う と 思 わ な か つた
(ア) 身体的暴行 例) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど	1	2	3	→	1	2	3
(イ) 心理的攻撃 例) 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など	1	2	3	→	1	2	3
(ウ) 性的強要 例) いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど	1	2	3	→	1	2	3
(エ) 経済的圧迫 例) 生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど	1	2	3	→	1	2	3

1 つでも「相談した」は次ページの間 10 ハ

1 つでも「相談できなかった/しようと思わなかった」は
次ページの間 11 ハ

※ 問9の(2)で、1つでも「相談した」と回答された方のみお答えください。

問10. あなたが、相談した人(機関又は手段)を教えてください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 家族・親戚	7 弁護士
2 友人・知人	8 医師・カウンセラー
3 配偶者暴力相談支援センター(※)	9 民間の相談機関(民間シェルター・ カウンセリング機関等)
4 市町村の相談窓口・電話相談など	10 インターネットの掲示板やSNSなど
5 警察	11 その他(具体的に:)
6 法務局・地方法務局・人権擁護委員	

(※) 千葉県女性サポートセンター、千葉県男女共同参画センター、千葉県健康福祉センター、千葉市・市川市・船橋市・野田市・我孫子市の配偶者暴力相談支援センター

※ 問9の(2)で、1つでも「相談できなかった」、又は「相談しようと思わなかった」と回答された方のみお答えください。

問11. あなたが、誰(どこ)にも相談できなかったのはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 誰に相談してよいのかわからなかった
2 相談窓口があるのを知らなかった
3 SNSなどで相談したかったが、そのような窓口がなかった
4 恥ずかしくて誰にも言えなかった
5 相談しても無駄だと思った
6 相談するほどのことではないと思った
7 相談したことがわかったと、仕返しをされたり、もっとひどい暴力を受けると思った
8 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った
9 別れたら、生活できないと思った
10 自分に悪いところがあると思った
11 その他(具体的に:)

6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についておたずねします。

※ すべての方に

問12. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について賛成ですか、反対ですか。

あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1 賛成	2 反対	3 どちらともいえない
------	------	-------------

※ すべての方に

問13. あなた自身と配偶者の働き方について、理想と現実はどうですか。(1)～(4)について、それぞれ下の選択肢からひとつ選び、番号を記入してください。その他の場合は具体的な内容をご記入願います。

※結婚されていない方は、結婚しているものと想定してお答えください。

(1) あなた自身の働き方として、理想とする形はどれですか。	
(2) あなた自身の働き方で現実にあてはまるもの（あてはまると予想されるもの）はどれですか。	
(3) あなたが配偶者に望む理想的な働き方はどれですか。	
(4) あなたの配偶者の働き方で現実にあてはまるもの（あてはまると予想されるもの）はどれですか。	

<選択肢>

- 1 結婚、子どもの有無に関わらず働き続ける（育児休業等の取得をする場合も含む）
- 2 結婚を機に仕事をやめる
- 3 子どもが生まれるのを機に仕事をやめる
- 4 介護を機に仕事をやめる
- 5 育児・介護等で一時仕事をやめるが、その後フルタイムで働く
- 6 育児・介護等で一時仕事をやめるが、その後短時間勤務で働く
- 7 就職しない
- 8 その他（具体的に： ）

※ 働いている方（自営業主、家族従業者の方を含む）のみお答えください。

問14. あなたの職場では、社員（職員）が有給休暇や育児・介護休業を取りやすい環境にありますか。それぞれ下の選択肢から該当する番号ひとつに○をつけてください。

		取りやすい	どちらかといえば取りやすい	どちらかといえば取りにくい	取りにくい	わからない
・男性社員 男性職員	(ア) 有給休暇	1	2	3	4	5
	(イ) 育児休業	1	2	3	4	5
	(ウ) 介護休業	1	2	3	4	5
・女性社員 女性職員	(ア) 有給休暇	1	2	3	4	5
	(イ) 育児休業	1	2	3	4	5
	(ウ) 介護休業	1	2	3	4	5

※ 現在働いていない方（学生は除く）のみお答えください。

問 1 5. あなたが働いていない理由は何ですか。その理由としてあてはまるものを3つまで選んで、その中から最もあてはまると思う順に該当する番号を記載してください。

1 位	2 位	3 位
-----	-----	-----

<選択肢>

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 1 家事・育児・介護に専念したいから | 7 経済的に働く必要がないから |
| 2 家事との両立が困難だから | 8 年齢面の制約のため |
| 3 子育てとの両立が困難だから | 9 健康面の理由から |
| 4 介護との両立が困難だから | 10 配偶者等家族が望まないから |
| 5 希望する勤務条件(時間、場所、給与等)の仕事がなかったから | 11 定年退職したから |
| 6 求職しているが仕事が見つからないから | 12 その他(具体的に:) |
| | 13 特に理由はない |

※ すべての方に

問 1 6. あなたは、男性の育児休業の取得を推進したほうがよいと思いますか。あなたの考えに最も近い番号ひとつに○をつけてください。

1 そう思う	3 どちらかといえばそう思わない
2 どちらかといえばそう思う	4 そう思わない
	5 わからない

下の問 18 へ

※ 問 1 6 で「1 そう思う」、「2 どちらかといえばそう思う」と回答された方のみお答えください。

→ 問 1 7. その理由を教えてください。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- | |
|---|
| 1 女性の子育てに対する負担が軽くなるから |
| 2 育児休業を取りやすい雰囲気ができるから |
| 3 出産・子育てに伴う女性の離職防止につながるから |
| 4 子育ては夫婦で行うものだから |
| 5 子どもと接する時間が増えることで、父親としての自覚を持ちやすくなるから |
| 6 子どもと接する時間が増えることで、父親が育児の楽しさを知ることができるから |
| 7 その他(具体的に:) |

※ 問 1 6 で「3 どちらかといえばそう思わない」、「4 そう思わない」と回答された方のみお答えください。

問 1 8. その理由を教えてください。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。 ←

- | |
|-------------------------------|
| 1 かえって女性の家事・育児の負担が増えるから |
| 2 男性は働くべきだから |
| 3 収入が減少するから |
| 4 育児休業を取得することによって昇進・昇給に影響するから |
| 5 同僚への負担が増えるから |
| 6 代替社員(職員)の確保が困難だから |
| 7 その他(具体的に:) |

※ すべての方に

問 19. 一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- 1 男女が共に、家事・育児・介護の家庭的責任を負うという意識改革
- 2 ライフスタイルに対する女性の意識改革
- 3 育児・介護休業を取得できる期間を延ばすなど、制度を充実させること
- 4 管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること
- 5 育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること
- 6 地域や職場内の保育所、学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること
- 7 家事・育児・介護の支援サービスの充実
- 8 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度
- 9 残業を減らすなど、年間労働時間を短縮すること
- 10 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 11 パートタイマーなど非正規職員の労働条件を改善すること
- 12 男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること
- 13 家事・育児・介護に対する社会通念の変化
- 14 その他（具体的に： _____）
- 15 特に必要なことはない

※ すべての方に

問 20. 今後、男性が、地域活動や家事・育児・介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

- 1 男性が家事・育児・介護に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事・育児・介護に参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事・育児・介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性が地域活動や家事・育児・介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が地域活動や家事・育児・介護を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に必要なことはない